

平成17年度会計に係る
定期監査の結果に関する報告書

島根県監査委員

監 第 2 6 0 号

平成18年11月17日

島 根 県 議 会 議 長

島 根 県 知 事

島 根 県 教 育 委 員 会

島根県公安委員会委員長

島根県人事委員会委員長

島 根 県 労 働 委 員 会 会 長

様

島根県監査委員 藤 山 勉

島根県監査委員 絲 原 徳 康

島根県監査委員 山 崎 悠 雄

島根県監査委員 谷 本 敏

平成17年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成17年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項に規定する組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置状況等については、同条第12項の規定により平成19年3月末日までに通知願います。

目 次

一般会計及び特別会計

第 1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査の実施方法	1
3	監査実施機関	1
4	監査実施期日	1
第 2	監査結果の総括	2
1	監査結果の概要	2
2	指摘事項	4
3	指示事項の主なもの	12
(1)	収入事務	12
(2)	支出事務	12
(3)	契約事務	12
(4)	財産管理事務	13
1)	公有財産管理事務	13
2)	物品管理事務	13
4	昨年度の重点監査事項の見直し状況	15
(1)	監査の目的	15
(2)	監査の実施方法	15
(3)	監査実施機関	15
(4)	監査の概要	15
(5)	運営の合理化に資するための意見	20
第 3	監査の実施状況	22
	監査実施機関及び実施期日	23

企業会計

第1	監査の概要	25
1	監査の対象事務	25
2	監査の実施方法	25
3	監査実施機関及び実施期日	25
第2	監査結果の総括	26
1	監査結果の概要	26
2	指摘事項	26
3	指示事項の主なもの	27
(1)	収入事務	27
(2)	支出事務	27
(3)	契約事務	28
(4)	財産管理事務	28

一般会計及び特別会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成17年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	76	76
地 方 機 関	152	79
計	228	155

4 監査実施期日

本 庁 等 平成18年7月13日から10月18日まで

地方機関 平成18年5月31日から 8月31日まで

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあった。各部（局）の指摘事項の内容等については第2の2（4ページ）に、また、指示事項の主なものの内容等については第2の3（12ページ）に記載のとおりである。

（単位：件）

区分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合計
指 摘	1	5	6	22	21	5	0	60
指 示	0	157	190	264	0	189	1	801
合 計	1	162	196	286	21	194	1	861

指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

また、指示事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」10項目については、該当機関あてに文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、すでに該当する機関に対し口頭により注意した。

昨年度の重点監査事項である「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」の見直状況について監査を行ったが、その監査結果の概要については4の（4）に、運営の合理化に資するための意見については4の（5）に記載のとおりである。

指摘、指示事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、運営の合理化に関する事項の該当機関にあつては、これの措置について検討されたい。

2 指摘事項

(1) 政策企画局

指摘する事項はなかった。

(2) 総務部

契約事務が適当でないもの

ア ノートパソコン一式の購入について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

(島根県立大学)

イ 物品の賃貸借について、翌年度以降の予算の裏付けのないままに、複数年度にわたる賃貸借契約が締結されていた。(消防学校)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・松江合同庁舎非常用蓄電池取替工事 外3件 (管財課)
- ・防災航空管理所修繕工事 外2件 (消防防災課)
- ・弓道場(射場)整備工事 (島根県立大学)

財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

大学の食堂・売店及び学生寮の厨房等に係る目的外使用許可に際し、使用許可条件に違反し再委託をしていた事実を知りながら、使用許可を継続していた。(看護短期大学)

(3) 地域振興部

支払事務が適当でないもの

斡旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきところを、定額支給されていた。

(交通対策課)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

マシン室電源工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。(情報政策課)

財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

センターの施設のうち宿泊施設の使用について、島根県中山間地域研究センター条例施行規則第4条及び第5条の規定による申請及び許可の手続がされていなかった。(中山間地域研究センター)

(4) 環境生活部

債務負担行為が適当でないもの

国有林野の借受について、その期間が翌年度以降にわたるものであるにもかかわらず、債務負担行為の手続がされていなかった。(自然環境課)

支出の手続が適当でないもの

島根県総合美術展(県展)の運営に係る運営委員等に対する資金前渡による費用弁償の支払等は、地方自治法施行令第161条及び会計規則第48条の規定により、資金前渡者が正当債権者である各委員等へ直接支払い、かつ、領収書を徴さなければならないにもかかわらず、委員等が所属する県展の関係文化団体を介して行われていた。(文化国際課)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・機械整備エリア変更工事 (環境生活総務課)
- ・島根県芸術文化センター(仮称)情報システム整備工事(文化国際課)

(5) 健康福祉部

契約方法が適当でないもの

産業廃棄物の収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、収集運搬業と処分業の両方の許可を得ている業者と契約を行わなければならないにもかかわらず、収集運搬業

の許可しか得ていない業者と一括処理委託契約がされていた。

加えて、当該業者の収集運搬業務の許可証の有効期限は委託期間の途中までとなっており、本来、年間を通じた処理委託はできないにもかかわらず、処理委託されていた。

また、産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物の引渡しの都度、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を交付するとともに、当該産業廃棄物の最終処分まで適正に行われたことを確認する必要があるにもかかわらず、これらの手続がされていなかった。（益田児童相談所）

契約事務が適当でないもの

ア がん診療情報の収集・解析・活用に関する研究の委託契約で、研究成果報告書が提出されず、契約が履行されていないにもかかわらず、履行期限の延長手続きがされていなかった。（医療対策課）

イ 次の事業開催に伴う会場使用等について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

・ハンセン病療養所入所者「里帰り」事業における歓迎会（健康推進課）

・しまねっ子すくすくフォーラム （青少年家庭課）

物品の寄附、貸与、委託、亡失、損傷の処理が適当でないもの

島根県職員被服等貸与規程第2条の別表に規定する貸与を受けることができる職員以外の職員に対し、被服等が貸与されていた。（出雲児童相談所）

(6) 農林水産部

支出事務が適当でないもの

斡旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきところを、定額支給されていた。

（東部農林振興センター農業普及部安来支所）

契約方法が適当でないもの

ア 唐鐘漁港漂着物撤去業務委託契約において、当該業務と関係のない多目的広場の整地工事を変更契約により施工していた。（浜田水産事務所）

イ 次の契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。

・ふるさと森林公園遊具修繕工事契約 (林業課)

・電子複写機の使用契約 (水産技術センター栽培漁業部)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係並びに農林水産部建設工事等事務処理規程第24条の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

・「しまねの花の郷」エントランス整備工事 (農畜産振興課)

・宍道湖自然館施設修繕工事(搬入デッキ庇増設工事) (水産課)

・海水取水管設備点検・清掃業務海水取水管整備工事

(水産技術センター栽培漁業部)

財産の維持管理が適当でないもの

浜田漁港施設において、占用許可が失効したため不法占用となっている建物等を、撤去させていなかった。(浜田水産事務所)

(7) 商工労働部

契約事務が適当でないもの

ア テキサス州訪問時に係る現地移動用車借上げ契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。(産業振興課)

イ 島根県産品展示フェア・商談会の会場使用に係る賃貸借契約について、会計規則第68条の規定により契約書の作成を省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。(大阪事務所)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

・島根県立産業交流会館屋上箱樋改修工事 外1件 (商工政策課)

・テクノアークしまね屋根修繕工事 外1件 (産業振興課)

(8) 土木部

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

債権管理簿に記載すべき債権（港湾使用料外1件）があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。（出雲県土整備事務所）

契約方法が適当でないもの

前回監査で是正を指示したにもかかわらず、石見空港公園浄化槽維持管理業務委託契約において、入札参加資格を定めないままに、指名競争入札が行われていた。（益田県土整備事務所）

契約事務が適当でないもの

水防情報システム警報盤移設工事契約について、建設業法第19条の規定により契約書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。（河川課）

(9) 出納局

指摘する事項はなかった。

(10) 企業局

指摘する事項はなかった。

(11) 議会事務局

指摘する事項はなかった。

(12) 教育委員会

収入の調定事務が適当でないもの

ア 行政財産の使用許可に際して、PTAの自動販売機設置に係る経費負担金（電気料）の算定が誤っていた。（津和野高等学校）

イ 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費等の経費負担金について、当該年度の使用実績に基づき算定すべきであるにもかかわらず、前年度実績に基づき算定されていた。（益田養護学校）

ウ 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費等の経費負担金について、当該年度の使用実績に基づき算定し、後納させるべきであるにもかかわらず、前年度実績に基づき算定し、前納させていた。(江津清和養護学校)

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

債権管理簿に記載すべき債権(シーツクリーニング代負担金)があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。(青少年の家)

支出の手続が適当でないもの

旅行命令が発令されないままに、赴任旅費が支出されていた。

(吉賀高等学校、津和野高等学校)

支出事務が適当でないもの

学校訪問指導に係る旅行で、公用車使用であるにもかかわらず、バス代が支給されていた。(義務教育課)

契約方法が適当でないもの

ア 次の賃貸借契約について、予定価格が会計規則第66条で定める限度額を超えているにもかかわらず、随意契約されていた。

・印刷機賃貸借契約(予定価格 1,199,520円) 外2件

(益田産業高等学校)

イ し尿浄化槽維持管理業務委託契約において、入札参加資格を適正に定めないうままに、指名競争入札が行われていた。(津和野高等学校)

契約事務が適当でないもの

ア 次の契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていなかった。

・バス借上契約 (益田教育事務所)

・生徒用椅子等購入契約 (浜田高等学校)

・顕微鏡等購入契約 (益田養護学校)

イ 次の工事について、建設業法第19条の規定により契約書の作成を省略することができないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。

・図書館建具修繕工事 (県立図書館)

・高圧受電設備工事 (大東高等学校)

- ・ 通路鋼管手摺修繕工事 (江津清和養護学校)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。

- ・ 出雲高等学校グラウンド復旧工事 外1件 (教育施設課)
- ・ 県立水泳プール等案内標識設置工事 外3件 (保健体育課)
- ・ 島根県立古代出雲歴史博物館屋外掲示板設置工事 (文化財課)
- ・ 電動書架更新工事 (県立図書館)
- ・ 飯南高校寄宿舎改修工事 (飯南高等学校)
- ・ 体育館雨樋取り替え工事 外1件 (浜田水産高等学校)
- ・ 灌漑用水施設取替工事 (益田産業高等学校)
- ・ 津和野高校グラウンド修繕工事 (津和野高等学校)
- ・ 校舎等維持補修工事 (益田養護学校)

(13) 公安委員会

契約方法が適当でないもの

一般廃棄物収集運搬業務委託契約において、入札参加資格を定めないままに、指名競争入札が行われていた。(松江警察署)

工事の監督、検査、出来形が適当でないもの

屋外照明灯取替修繕工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。(浦郷警察署)

財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

農林水産省中国四国農政局に対し、益田警察署庁舎敷地の一部を灌漑用送水管敷設用地として行政財産の目的外使用許可する際に、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の手続がされていなかった。(益田警察署)

(14) 人事委員会

指摘する事項はなかった。

(15) 監査委員

指摘する事項はなかった。

(16) 労働委員会

指摘する事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料、納付金等の収入について、調定する時期が遅延しているものがあつた。

収納事務

ア 使用料、負担金等の収入について、納入期限を過ぎて収入されているものが多数あつた。

イ 国庫支出金の概算払請求の時期が遅延しているものがあつた。

債権確保の措置

督促等の時効中断の措置がとられていないものがあつた。

(2) 支出事務

執行伺

ア 報酬、謝金等の執行伺で、単価の根拠が不明確なものがあつた。

イ 機器等の購入に係る執行伺で、機種選定理由の不明確なものがあつた。

支出負担行為

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あつた。

支払時期

対価の支払で、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定に反して支出されているものがあつた。

精算事務

資金前渡金、概算払金の精算手続が遅延しているものがあつた。

(3) 契約事務

契約方法

一者随意契約するには、契約の性質又は目的が競争入札に適しない明確な理

由が必要であるが、その理由が不明確なものがあった。

予定価格の設定

業務委託、備品購入等の執行伺で、予定価格の積算根拠が不明確なものが多い数あった。

見積書

業務委託契約、賃貸借契約等に際して、見積書、合見積書が徴されていないものやその内容の不備なものがあった。

契約書

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項（履行遅滞、損害賠償、契約の解除、再委託の禁止等）が記載されていないものや記載されている内容（遅延賠償金の利率等）が誤っているものが多数あった。

履行検査

ア 業務委託、印刷製本等の履行検査で、検査調書が作成されていないものがあった。

イ 業務委託、備品の購入等の履行検査で、検査員が指定されていないものがあった。

ウ 業務委託の検査の時期や、日々雇用に係る履行確認検査の手続等が適当でないものがあった。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

公有財産台帳等

行政財産の目的外使用許可台帳及び借受財産台帳が、作成されていないものや整理が行われていないものがあった。

2) 物品管理事務

物品引継書

物品管理者又は物品取扱主任の異動に伴う物品引継書が作成されていない

ものがあつた。

使用責任者の指定

職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものや、職員が専用している備品に係る使用責任者が、一括して特定の職員とされているものが多数あつた。

物品取扱主任の指定

物品取扱主任が指定されていない機関があつた。

物品の処分

不用品決定の手續が適当でないものや、廃棄の理由が不明確なものがあつた。

諸帳簿の整備

借用物品の物品整理票が作成されていないものや借受期間が記載されていないものがあつた。

4 昨年度の重点監査事項の見直し状況

(1) 監査の目的

平成17年度の定期監査において、平成16年度に県の全機関（企業会計の機関を除く。）が支出した団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（以下「会費」という。）について監査を実施し、その状況を取りまとめるとともに、団体等への継続加入の必要性や会費負担額の妥当性等について不断の見直しを行うように求めたところである。

本年度の監査は、各機関における会費の見直し状況について調査し、問題点の指摘及び改善意見をまとめ、今後の適切な会費の支出に資するために実施した。

(2) 監査の実施方法

平成17年度会計定期監査実施機関について実地監査により実施した。

(3) 監査実施機関

監査対象機関228機関のうち、155機関（本庁等は76機関、地方機関は79機関）について実施した。

(4) 監査結果の概要

平成17年度の会費の支出状況

監査実施機関における平成17年度の会費の支出状況は、第1表のとおり、554件、104,376,834円であり、前年度に比べ、件数で32件（5.5%）、支出金額で1,654,639円（1.6%）の減となっている。

第2表は、第1表のうち会費を平成17年度に新規に支出したものと増額したものであり、件数で38件、支出金額で6,138,436円となっている。

第3表は、平成17年度における会費の実質的な削減状況（第1表の平成17年度の件数及び支出金額から第2表の新規支出分の件数及び支出金額と増額分の支出金額を控除したもの）であり、前年度と比べ、件数で45件（7.7%）、支出金額で7,793,075円（7.3%）の減となっている。

第1表 会費の支出状況

(単位：円)

機関区分等	実施機関数	平成16年度(a)		平成17年度(b)		増減(b)-(a)	
		件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
知事部局	本庁機関 5 9	214	84,302,850	199	83,054,564	15	1,248,286
	地方機関 4 0	223	6,466,908	210	6,486,515	13	19,607
	計 9 9	437	90,769,758	409	89,541,079	28	1,228,679
出納局	1	2	159,000	2	159,000	0	0
企業局	1	0	0	0	0	0	0
議会事務局	1	12	7,003,000	12	6,687,000	0	316,000
教育委員会	本庁機関 1 0	56	6,031,915	56	5,993,915	0	38,000
	地方機関 3 3	53	821,200	53	831,800	0	10,600
	計 4 3	109	6,853,115	109	6,825,715	0	27,400
公安委員会	本庁機関 1	12	763,600	10	712,040	2	51,560
	地方機関 6	8	102,000	7	96,000	1	6,000
	計 7	20	865,600	17	808,040	3	57,560
人事委員会事務局	1	2	181,000	2	181,000	0	0
監査委員事務局	1	2	145,000	2	145,000	0	0
労働委員会事務局	1	2	55,000	1	30,000	1	25,000
合計	1 5 5	586	106,031,473	554	104,376,834	32	1,654,639
本庁等	7 6	302	98,641,365	284	96,962,519	18	1,678,846
地方機関	7 9	284	7,390,108	270	7,414,315	14	24,207

第2表 平成17年度の新規支出分及び増額分の状況 (単位：円)

区分	実施機関	件数	支出金額
新規支出分	本庁等	2	3,384,000
	地方機関	11	128,200
	計	13	3,512,200
増額分	本庁等	5	2,441,766
	地方機関	20	184,470
	計	25	2,626,236
合計		38	6,138,436

第3表 会費の実質的な削減状況

(単位：円・%)

実施機関	平成16年度(a)		平成17年度(b)		増減(b)-(a)		対前年度比	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁等	302	98,641,365	282	91,136,753	20	7,504,612	6.6	7.6
地方機関	284	7,390,108	259	7,101,645	25	288,463	8.8	3.9
合計	586	106,031,473	541	98,238,398	45	7,793,075	7.7	7.3

見直し状況の概要

各機関の会費の見直し状況は次のとおりであり、その取組には格差が見受けられた。

- ・脱会又は解散したものや会費を削減したものなど具体的な改善が図られたもの
- ・見直しを十分に行った結果、継続加入が必要と判断されたもの
- ・見直しを検討しているものの、その結論を翌年度に持ち越しているもの
- ・十分な見直しをしないまま継続加入しているもの

見直しの内容

主な会費の見直し状況は、次のとおりである。

ア 改善が図られたもの

(ア) 脱会又は解散により会費支出しなかったもの

平成17年度に団体等を脱会し又は団体等の解散により会費を支出しなかったものは、次のとおりであった。

- ・(社)全国遊漁船業協会会費 200,000円(水産課)
- ・ オフィス・アルカディア推進協議会会費 100,000円(企業立地課)
- ・(社)海と渚環境美化推進機構会費 100,000円(水産課)
- ・ 火力原子力発電技術協会法人会費 30,500円(消防防災課)
- ・ 都道府県管理改善研究協議会負担金 30,000円(人事課)
- ・ 全国市場食品衛生検査所協議会会費 30,000円(薬事衛生課)
- ・(社)日本公報協会会費 29,000円(警察本部)
- ・ 全国公立学校建築技術協議会会費 15,000円(営繕課)
- ・ 全国肥飼料検査協議会会費 10,000円(農畜産振興課)
- ・ 島根県公報協会会費 5,000円(警察本部)

・(財) 島根県社会保険協会費	4,200円
	(東部農林振興センター中海干拓営農部)
・(財) 島根県社会保険協会費	4,200円 (吉賀高等学校)
・(社) 松江八束交通安全協会特別会員会費	3,500円
	(高規格道路事務所)
・ 県友会会費	3,000円 (東京事務所)
・ 出雲地区防火協会年会費	1,000円 (出雲児童相談所)
合計 15件	565,400円

(1) 会費を削減したもの

平成17年度に各団体等において事業内容の見直しにより会費を削減したものの、また、当面繰越金で事業運営をすることにより会費の徴収を中断したものの等の状況は、次のとおりであった。

	削減額
・ 地方行財政調査会負担金	1,048,320円 (人事課)
・ 日本海沿岸地帯振興連盟負担金	500,000円 (政策企画監室)
・ 全国都道府県議会議長会会費	296,000円 (議会事務局)
・ 自然公園等保全整備促進中央協議会会費	90,000円 (自然環境課)
・ 新国土形成研究会分担金	50,000円 (高速道路推進課)
・ 中国地方知事会負担金	30,000円 (政策企画監室)
・ アメリカ教育研究協会費	30,000円 (県立大学)
外74件	3,867,573円
合計 81件	5,911,893円

イ 見直しを行った結果、継続加入が必要と判断されたもの

団体等への加入及び負担額の見直しについて、昨年度の見直しの視点を踏まえ検討した結果、加入の必要性及び会費負担額の妥当性を認めて継続加入としたものが多数あった。

ウ 見直しを検討し、平成18年度に改善を予定しているもの

各機関において、会費の取扱いの見直しを検討した結果、平成18年度に脱会や会費の削減等を予定しているものは、件数で87件、削減金額で3,962,080円であるが、その主なものは、次のとおりである。

(ア) 脱会又は解散により会費の支出を取り止めることを予定しているもの

- ・ごみゼロパートナーシップ会議負担金（廃棄物対策課）
- ・国際食糧農業協会会費（農畜産振興課）
- ・（財）21世紀職業財団賛助会費（労働政策課）
- ・全国出納長会分担金（出納局）
- ・邑智郡危険物保安協会会費（西部県民センター県央事務所）
- ・全国保健師教育機関協議会会費（看護短期大学）
- ・（財）島根県社会保険協会会費（雲南保健所）

外18件

合計 25件 1,226,000円

(イ) 会費の削減を予定しているもの

- ・全国知事会分担金（政策企画監室）
- ・全国海区漁業調整委員会連合会会費（水産課）
- ・日本観光協会中国支部負担金（観光振興課）
- ・全国産業教育主管課長連絡会負担金（教育庁総務課）
- ・離島振興対策都道府県議会議長会負担金（議会事務局）
- ・全国都道府県監査委員協議会連合会分担金（監査委員事務局）
- ・全国東京事務所長会分担金（東京事務所）

外55件

合計 62件 2,736,080円

エ 十分な見直しをしないまま継続加入していると思われるもの

見直し状況が不十分と思われる例は、次のとおりである。

- ・情報収集や意見交換を目的として団体等に加入している場合で、他の手段で目的を達することができないか、十分に検討していないもの
- ・類似の目的を有する団体等に重複して加入している場合で、重複して加入する必要性、妥当性を十分に検討しないまま継続加入しているもの
- ・全国組織の協議会等に加入している場合で、本県が率先して脱会できないとして、十分に加入の意義を検討していないものがあり、中国五県等で協議する等の段階的な解決策も模索されていないもの
- ・反対給付や効果の面から会費負担額の妥当性を十分に検討していないもの
- ・協議会等の事業内容や繰越金等の決算内容を吟味せず、会費の削減について

て十分検討していないもの

- ・全国主管課長会議等の会費で、会議開催の都度必要経費を負担する等を検討していないもの

(5) 運営の合理化に資するための意見

運営の合理化に資するための意見は以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意をするとともに改善措置について検討されたい。

会費の徹底した見直しについて（各部主管課、各機関）

会費の取扱いについて、各機関は本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。

については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、改めて1件ずつ徹底した見直しに努められたい。

また、各部主管課にあっては、積極的に指導、調整に努められたい。

【見直しの視点】

- ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。
- イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。
- ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。
- エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。
- オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。
- カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。
- キ 支出科目が不適當なものはないか。

見直しを求める会費について

ア 会費の削減等を検討されたいもの

次の団体等にあっては、会費収入以上の繰越金があったので、会費負担額の妥当性等について関係者間で協議し、削減等に積極的に取り組まれたい。

- ・全国地方拠点都市地域整備推進協議会負担金（地域政策課）
- ・中国開発幹線自動車道建設期成同盟会分担金（高速道路推進課）
- ・中国横断自動車道尾道松江線建設期成会分担金（高速道路推進課）

イ 加入団体の選択並びに事業目的及び活動内容が類似している組織のあり方を
検討されたいもの (高校教育課、各県立学校)

昨年度の監査結果において、全国高等学校長協会等の会費については、厳に
必要な団体を選択し、会費の削減を図られるよう見直しを求めたところである
が、十分な見直しがされていなかった。

については、各県立学校にあっては、県内の校長会、教頭会、事務長会等にお
いて、事業の目的や活動内容を再吟味し、重複して加入する必要性、妥当性に
ついて検討し、加入団体を選択するとともに、事業目的や活動内容が類似して
いる組織のあり方について早急に抜本的な見直しを実施されるよう中国地区及
び全国の各協議会等に働きかけられたい。

また、高校教育課にあっては、適切に見直しがされるよう指導されたい。

第3 監査の実施状況

1 監査実施機関及び実施期日

別紙(1)、(2)のとおり

2 監査委員

(1) 平成18年5月31日から平成18年10月10日までの期間

監査委員 藤山 勉

監査委員 絲原 徳康

監査委員 生田 洋一

監査委員 谷本 敏

(2) 平成18年10月11日から平成18年10月18日までの期間

監査委員 藤山 勉

監査委員 絲原 徳康

監査委員 山崎 悠雄

監査委員 谷本 敏

別紙(1)

平成17年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)

(一般会計及び特別会計)

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成18年10月5日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成18年10月10日
	秘書課	平成18年8月9日		観光振興課	平成18年10月17日
	広聴広報課	平成18年8月22日		しまねブランド推進課	平成18年10月10日
	統計調査課	平成18年8月22日		産業振興課	平成18年10月16日
総務部 (7)	総務課	平成18年10月5日	土木部 (13)	企業立地課	平成18年10月11日
	人事課	平成18年10月18日		経営支援課	平成18年10月12日
	財政課	平成18年10月18日		労働政策課	平成18年10月16日
	税務課	平成18年8月23日		土木総務課	平成18年10月11日
	管財課	平成18年8月24日		技術管理課	平成18年8月24日
	営繕課	平成18年9月6日		用地対策課	平成18年8月24日
	消防防災課	平成18年9月6日		道路維持課	平成18年8月22日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成18年8月10日	道路建設課	平成18年8月23日	
	市町村課	平成18年8月8日	高速道路推進課	平成18年8月24日	
	情報政策課	平成18年8月3日	河川課	平成18年9月6日	
	交通対策課	平成18年8月3日	斐伊川神戸川対策課	平成18年10月5日	
	土地資源対策課	平成18年8月9日	港湾空港課	平成18年10月5日	
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成18年10月12日	砂防課	平成18年10月10日	
	人権同和対策課	平成18年8月10日	都市計画課	平成18年10月10日	
	文化国際課	平成18年10月16日	下水道推進課	平成18年10月10日	
	自然環境課	平成18年10月17日	建築住宅課	平成18年10月10日	
	環境政策課	平成18年10月12日	出納局	平成18年10月12日	
健康福祉部 (8)	廃棄物対策課	平成18年10月17日	企業局	平成18年7月13日	
	健康福祉総務課	平成18年8月10日	議事事務局	平成18年10月11日	
	地域福祉課	平成18年8月10日	教育委員会 (10)	総務課	平成18年8月22日
	医療対策課	平成18年8月3日	教育施設課	平成18年8月22日	
	健康推進課	平成18年8月8日	高校教育課	平成18年8月3日	
	高齢者福祉課	平成18年8月9日	全国高校総合文化祭推進室	平成18年8月9日	
	青少年家庭課	平成18年8月8日	義務教育課	平成18年8月8日	
	障害者福祉課	平成18年8月9日	保健体育課	平成18年8月9日	
	薬事衛生課	平成18年8月10日	生涯学習課	平成18年8月3日	
	農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成18年10月5日	人権同和教育課	平成18年8月22日
農業経営課	平成18年8月23日	文化財課	平成18年8月10日		
農畜産振興課	平成18年8月23日	福利課	平成18年8月3日		
農村整備課	平成18年8月23日	公安委員会	警察本部	平成18年10月12日	
農地整備課	平成18年8月23日	人事委員会事務局	平成18年10月12日		
林業課	平成18年9月6日	監査委員事務局	平成18年10月18日		
森林整備課	平成18年9月6日	労働委員会事務局	平成18年10月17日		
水産課	平成18年9月6日				
漁港漁場整備課	平成18年10月5日	合計	76機関		

- (注) 1 平成18年度の所属部局等及び機関名より記載した。
 1 しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

別紙(2)

平成17年度会計監査実施機関及び実施期日(地方機関)

(一般会計及び特別会計)

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日	
総務部 (8)	東京事務所	平成18年7月27日	教育委員会 (33)	浜田教育事務所	平成18年6月13日	
	隠岐支庁県民局	平成18年7月10日		益田教育事務所	平成18年7月25日	
	隠岐支庁農林局	平成18年7月25日		隠岐教育事務所	平成18年7月26日	
	西部県民C県央事務所	平成18年7月5日		生涯学習推進センター	平成18年5月31日	
	同 益田事務所	平成18年7月25日		西部生涯学習推進C	平成18年5月31日	
	島根県立大学	平成18年6月14日		図書館	平成18年7月7日	
	看護短期大学	平成18年6月7日		青少年の家	平成18年5月31日	
	消防学校	平成18年7月11日		少年自然の家	平成18年5月31日	
地域振興部 (1)	中山間地域研究C	平成18年6月1日		埋蔵文化財調査センタ ー	平成18年6月8日	
環境生活部 (2)	美術館	平成18年7月7日		松江北高等学校	平成18年6月6日	
	芸術文化センター	平成18年7月26日		松江工業高等学校	平成18年7月11日	
健康福祉部 (10)	西部福祉事務所	平成18年6月14日		大東高等学校	平成18年6月8日	
	雲南保健所	平成18年6月1日		飯南高等学校	平成18年6月1日	
	県央保健所	平成18年7月5日		平田高等学校	平成18年6月8日	
	浜田保健所	平成18年6月13日		出雲工業高等学校	平成18年6月7日	
	保健環境科学研究所	平成18年6月6日		出雲商業高等学校	平成18年6月8日	
	出雲児童相談所	平成18年6月7日		大田高等学校	平成18年7月6日	
	益田児童相談所	平成18年8月31日		矢上高等学校	平成18年7月6日	
	わかたけ学園	平成18年5月31日		江津工業高等学校	平成18年6月13日	
	心と体の相談センター	平成18年6月1日		浜田高等学校	平成18年6月14日	
	食肉衛生検査所	平成18年7月5日		浜田水産高等学校	平成18年6月14日	
	農林水産部 (13)	東部農林振興センター		平成18年7月7日	益田産業高等学校	平成18年8月31日
		同 農業普及部安来支所		平成18年6月6日	吉賀高等学校	平成18年7月5日
		同 松江家畜衛生部		平成18年6月6日	津和野高等学校	平成18年8月30日
同 中海干拓営農部		平成18年6月6日		隠岐高等学校	平成18年7月10日	
同 出雲事務所		平成18年7月7日		隠岐水産高等学校	平成18年7月26日	
同 出雲家畜衛生部		平成18年6月7日		松江ろう学校	平成18年7月7日	
西部農林振興センター		平成18年7月6日		出雲養護学校	平成18年6月8日	
同 江津家畜衛生部		平成18年6月13日		浜田養護学校	平成18年6月14日	
畜産技術センター		平成18年6月7日		益田養護学校	平成18年7月26日	
浜田水産事務所		平成18年6月13日		松江清心養護学校	平成18年7月11日	
水産技術センター		平成18年6月14日		江津清和養護学校	平成18年6月13日	
同 内水面浅海部		平成18年5月31日	松江緑が丘養護学校	平成18年6月6日		
同 栽培漁業部		平成18年7月11日	松江警察署	平成18年6月1日		
商工労働部 (3)		大阪事務所	平成18年7月10日	公安委員会 (6)	雲南警察署	平成18年6月8日
		九州事務所	平成18年7月19日		川本警察署	平成18年7月6日
	益田高等技術校	平成18年7月6日	益田警察署		平成18年7月5日	
土木部 (3)	出雲県土整備事務所	平成18年6月7日	津和野警察署		平成18年8月30日	
	益田県土整備事務所	平成18年7月6日	浦郷警察署		平成18年7月11日	
	高規格道路事務所	平成18年6月1日				
			合計	79機関		

(注) 平成18年度の所属部局等及び機関名より記載した。

企業会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成17年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象5機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中央病院	平成18年7月12日
湖陵病院	平成18年7月12日
企業局本局	平成18年7月13日
企業局東部事務所	平成18年7月13日
企業局西部事務所	平成18年7月13日

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。公営企業の指摘事項の内容等については第2の2(26ページ)に、また、指示事項の主なものの内容等については第2の3(27ページ)に記載のとおりである。

(単位：件)

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	1	0	0	4	0	5
指 示	6	5	4	5	0	20
合 計	7	5	4	9	0	25

指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

また、指示事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭により注意した。

指摘、指示事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

2 指摘事項

(1) 中央病院

収入の調定事務が適当でないもの

医師の臨床研修に係る交付金の収入伺が作成されていなかった。

物品の管理の状況が適当でないもの

島根県病院事業財務規則(以下「財務規則」という。)第46条に規定する「実地たな卸」が行われていなかった。

物品の廃棄の処理が適当でないもの

医療機器（関節鏡セット）、コインカウンターについて、不用品決定がされな
いままに廃棄されていた。

(2) 湖陵病院

物品に関する諸帳簿の整備が適当でないもの

ア 島根県職員被服等貸与規程に基づく被服貸与品貸与台帳がなかった。

イ 財務規則第43条に規定する「貯蔵品入庫伝票」及び同規則第44条に規定す
る「貯蔵品出庫伝票」が作成されていなかった。

(3) 企業局本局

指摘する事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所

指摘する事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

指摘する事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料の収入について、調定の時期が遅延しているものがあった。

収納事務

医業未収金（個人負担分）、使用料について、納入期限までに納付されてい
ないものが多数あった。

債権確保の措置

医業未収金（個人負担分）等について、財務規則第15条の2に基づく督促等
の時効中断の措置がとられていないものがあった。

(2) 支出事務

支出手続

ア 謝金、報酬等の執行何で、単価の根拠が不明確なものがあった。

イ 医療事故（補聴器損傷）に係る補償費を資金前渡していたが、資金前渡す
る根拠の適用に誤りがあった。

ウ 資金前渡できない経費を資金前渡していた。

支出事務

旅費代理請求者の委任手続きをとらないままに、旅費の請求・精算事務をしていた。

(3) 契約事務

契約方法

患者輸送車運転業務及び遺体搬送業務委託契約（予定価格1,400,000円）が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一者随意契約されていたが、その根拠が不明確であった。

契約書

業務委託契約書で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項（履行遅滞、検査、移転業務完了報告書、再委託の禁止条項等）が記載されていないものがあった。

(4) 財産管理事務

使用責任者の指定

ア 職員が専用しているパソコンについて、使用責任者が一括して特定の職員とされていた。

イ 物品整理票について、職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていなかった。

公有財産の管理

公有財産について未登記の用地があった。

実地たな卸

実地たな卸に当たって、財務規則第47条に定める立会する職員の指定手續がされていないものや帳票へ押印のないものがあった。